

新興市場等におけるマーケティング拠点事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5733号
農林水産省食料産業局長通知
改正年月日 平成29年3月31日28食産第6109号

第1 総則

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1の(2)の新興市場等におけるマーケティング拠点事業の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、独立行政法人及び法人格を有さない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

国産農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出促進については、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）において策定された「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に示された国・地域の百貨店、スーパー等において、農林水産物等の試験販売を実施するマーケティング拠点（以下「インストア・ショップ」という。）を設置し、農林水産物等の試験販売（以下「試験販売」という。）及びその結果について出品者へのフィードバックを行うものとする。

なお、補助対象となる経費の範囲については、別紙に定めるとおりとする。

- 1 拠点の設置

(1) 情報収集など諸準備

①インストア・ショップを設置する国・地域の法令及び通関等に必要な手続に関する情報収集、②インストア・ショップ設置予定店舗の利用者層に関する情報収集、農林水産物等の購買が見込める所得層（富裕層や上位中間層など）の割合や国籍など、③インストア・ショップの運営に必要な届出等の作成・提出、④出品物をインストア・ショップまで輸送する手段の手配、⑤試験販売及びアンケート調査に係る人員の手配などインストア・ショップを円滑に運営するために必要な準備を行うこととする。

(2) 拠点の設置及び運営

現地の消費者への試験販売、アンケート調査等を実施するために適切な場所にインストア・ショップを設置するとともに、必要な什器、装飾等を手配し、試験販売する農林水産物等（以下「出品商品」という。）の輸送、在庫管理、陳列等を行うこととする。

(3) 拠点の広報活動

試験販売の実施前や実施中にテレビ、新聞、雑誌、ウェブサイト、SNSなどの媒体を用いて、集客のための広報を行うこととする。

また、試験販売の開始時などに現地消費者、メディア等の関心を集めるイベントを開催することで、インストア・ショップへの集客に結びつけることとする。

2 試験販売、アンケート調査等の実施

インストア・ショップで出品商品の試験販売・プロモーションを行うとともに、出品商品のマーケティングに資する情報を収集し、その情報を出品者に提供するため、次のことを行うこととする。

(1) 試験販売のための商品の選定

出品商品は、事業実施主体が全国各地から公募した農林水産物等（農林水産省が別途提供する商品リストを含む。）の中から、インストア・ショップを設置する国・地域の食品事情や食の嗜好等に精通した者の意見や現地市場における日本食の普及度や現地の購買力等を踏まえ、市場に定着する可能性のある商品を農林水産省と協議の上、選定すること。また、不採択となった出品希望者に対して事業実施主体から不採択となった理由を付して連絡すること。

(2) 試験販売のためのマーケティングに資する情報の収集・提供

事業実施主体は、出品商品を扱う見込みがある卸売業及び小売業のバイヤーやレストラン関係者などをリスト化するとともに、インストア・ショップを設置する国・地域の食品事情、食の嗜好についての情報等、マーケティングに資する情報を広範に収集すること。また、必要に応じてそれらの情報を出品商品の提供者に提供すること。

(3) 出品商品のプロモーション

味付けや付け合わせを現地の消費者に受け入れられるよう工夫した出品商品の試食・試飲、調理実演、飲食方法・使い方の説明、出品商品を活用した現地向けのレシピの提供等出品商品のプロモーションを行うこと。

(4) 出品商品に係る試験販売の結果の取りまとめ

出品商品の販売期間、販売価格・販売個数、購買層等の試験販売の結果をとりまとめること。

(5) 出品商品に係るアンケートの実施

現地の消費者、輸入業者、流通業者等にアンケート調査を行い、出品商品の味、価格等に対する評価・意見を収集し、商品改良に資するよう結果をとりまとめること。

(6) 農林水産省への報告と出品者へのフィードバック

出品商品の試験販売の結果、アンケート調査結果を農林水産省に報告し、その確認を得た上で出品者に報告すること。

3 報告書の作成

試験販売実施期間の終了後、試験販売結果、現地消費者等へのアンケート調査など各種活動の成果、本事業を通じて得られた今後の課題等についてまとめた報告書を作成し、農林水産省に提出すること。また、当該報告書をインターネット等で公表し、事業成果の周知に努めること。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度までとする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の1の(2)の新興市場等におけるマーケティング拠点事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「2. 事業の実施体制」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書及び事業の一環として作成した報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第12の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができないものとする。

- 1 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 6 農林水産物等の購入に要する経費（調査やプロモーションのためのサンプル購入及び料理デモ等に係る食材の購入に要する経費を除く。）
- 7 出品者及び現地流通事業者の人件費及び旅費（料理デモやセミナー講師を依頼する場合、拠点運営等に係る委託の場合等を除く。）
- 8 1件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費及び1件（個）当たりの購入価格が5万円未満の物品のうちパソコン、デジタルカメラ等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- 9 飲食費
- 10 査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 11 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- 12 事業実施主体の他の事業と区分できない経費
- 13 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良、据付等に要する経費

- 14 商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費
- 15 インストア・ショップと関係ない出品者と現地流通事業者との面談又は出品者の市場見学に要する経費（事業実施主体における人件費、宿泊費等を含む。）
- 16 日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）
- 17 現地流通事業者に対する試食であるが、供宴を目的とするものとみられる経費
- 18 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第11 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続きを行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第12 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク」を使用し、海外における農林水産物等の認知度向上を図るものとする。
- 2 補助事業の実施により収益が発生した場合には、補助事業に係る経費から当該収益を差し引いて得た金額を補助対象経費とする。
- 3 事業実施主体は、事業終了後、インターネット等により事業成果を公表するものとする。
また、事業実施主体は、事業承認者が事業成果を普及しようとする際には、資料の提供等の協力をするものとする。
- 4 事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構等の実施する農林水産物等の輸出に係るセミナーや海外見本市等の開催情報等を出品者に提供し、その参加を促すものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別紙 補助対象経費

(1) 人件費

当該補助事業のために雇用し、本事業に直接従事する者に事業実施者が支払う実働に応じた対価とする。

人件費の算定方法を示す書類、業務日誌等、精算に要する書類については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を参照するものとする。

また、申請時に積算根拠となる資料を添付するものとする。

(2) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。事前説明会等における有識者に対する謝金などを含む。

単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

なお、事業実施主体の構成員や事業に参画する事業者、出品者及び現地流通事業者（料理デモやセミナー講師を依頼する場合を除く。）に対しては謝金を支払うことはできない。

(3) 旅費

事業実施主体が行うインストア・ショップの設置・運営、資料収集、各種調査、打合せ等に必要な旅費とする。また、拠点運営に必要な専門知識を有する者等の現地への招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む。

単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。支払規則等がない場合には、同地域における同業種・同規模の企業の運用を参考とし、ルールを策定する等合理的な運用を行うものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上、最も安価なチケット等を利用するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は、対象としない。

なお、飛行機を利用した場合には、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）及び領収書を提出するものとする。

(4) 需用費

事業を実施するための、消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通信運搬費、通訳費、広告料、ウェブサイト構築費、印刷費、資料作成費、料理デモ等で使用する食材費、インストア・ショップに係る物品の輸送費・通関費（出品者が出展する産品を事業実施主体指定の場所まで輸送する費用等を除く。）、文献・資料等購入費、送金手数料等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は補助対象としな

い。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出するものとする。

(5) 委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(6) 賃借料及び使用料

インスタ・ショップの設置場所及び試験販売実施のための会場の賃借料のほか、プロモーションイベントの会場の賃借料やそれらの備品の使用料等とする。

なお、補助事業者が所有する施設を使用する場合は、会場借料を支払うことはできない。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名
印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中小 企業の別	従業員 数	資本金	品目	生産 都道府県	年間販 売額	主要 事業	備考

- （注1）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。
- （注2）構成員が多数の場合、これを別様とすることができる。
- （注3）生産都道府県について、北海道の場合は振興局単位で記入すること。
- 8 設立目的
 - 9 事業実施計画の内容
（注）当該団体の当該事業年度における事業実施計画の内容（申請する活動を含む。）を記入すること。

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度新興市場等におけるマーケティング拠点事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成〇年〇月〇日付け〇食産第〇号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注3）

（中止又は廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注4）

（注1） 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とすること。

（注2） 関係書類として別添を添付すること。

（注3） 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4） 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5） 事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度新興市場等におけるマーケティング拠点事業の実施結果の報告について」とし、別添には、実績を記載すること。

別添

1. 事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)
- (6) 直近の収支予算、収支決算等
- (7) 主たる業務の内容
- (8) 事業担当者連絡先
 - ① 役職名及び氏名
 - ② 郵便番号及び住所
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2. 事業の実施体制

事業担当の氏名及び役割並びに委託する場合の委託先との関係を図表により記載。

3. 事業実施国・地域

- (1) 事業実施国・地域
タイ、シンガポール、マレーシア、中国、アラブ首長国連邦、フランス、米国及びロシアから事業を実施する国・地域を記載。
(注) 複数の国・地域にインストア・ショップを設置すること提案する場合は、国・地域ごとに別の提案として、複数の提案書を作成すること。
- (2) 選定理由

4. 事業実施国・地域における日本産食品の普及度及び輸出促進に向けた課題

- (1) 事業実施国・地域の市場特性、日本産食品の普及度及び輸出状況
- (2) 事業実施国・地域において日本産食品の輸出促進に向けた課題及び方策

5. 事業内容

- (1) マーケティング拠点の設置
 - ① 場所、対象消費者層及び設置期間
 - ② 試験販売を実施する商品の数及び対象品目
 - ③ 販売棚等の使用備品及び内装の想定例
- (2) 出品商品の募集・選定
試験販売する商品の公募方法、試験販売する商品の選定方法（事業実施国・地域に定着する可能性についての検討等）を記載。
- (3) 出品商品の取引方法、価格設定方法
試験販売する商品の出品者との取引方法（無償提供、委託販売、自費買取等）、試験販売する商品の価格設定方法を記載。
- (4) 商品の通関と輸送
事業実施国への輸出に必要な手続、出品者に求める手続、船便・航空便、常温・冷凍等の輸送手段を記載。
- (5) 試験販売・調査
試験販売の方法、試験販売する商品について現地消費者、バイヤー等関係者への調査方法（調査内容、調査方法、アンケート実施数等）を記載。
- (6) 情報発信・広報
テレビ、雑誌、ウェブサイト、ソーシャルメディア、看板、ポスター等による拠点の情報発信・広報の方法を記載。
- (7) プロモーション
出品商品を現地消費者やバイヤー等にPRするための方法（試食を提供する販売員の稼働時間、チラシ、ポップ等の作成数等）を記載。
- (8) イベントの実施
オープニングイベント等の拠点への集客及び試験販売する商品のPR・情報収集のためのイベントの回数・内容を記載。
- (9) 出品者への報告書
試験販売・アンケート調査結果について出品者にフィードバックする報告の作成ポイント（アンケート結果に基づく商品改良に向けた意見集約等）及び報告書の作成体制を記載。
- (10) 農林水産省への報告書
試験販売・アンケート調査の集計結果についての月毎報告、並びに事業の成果等についてまとめた、農林水産省に提出する報告書の構成、作成に当たっての着眼点及び報告書の作成体制を記載。

6. 事業目標・成果の検証方法

具体的な事業目標及び目標の設定根拠並びに成果の検証方法

7. 事業実施スケジュール

(1) 事業実施スケジュール

(注) 5の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

項 目	6月	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

8 積算内訳

区 分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金		
1 拠点の設置	円	円	円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容	単価×数量、員数等＝△△△円
2 試験販売、アンケート調査等の実施					単価×数量、員数等＝△△△円
3 報告書の作成					単価×数量、員数等＝△△△円
計					

(注1) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

(注2) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 必要に応じて資料を添付すること。